

# 知っていますか？



生活に支障がなくても、お子さんの片目が見えていないことがあることを…

子どもの50人に1人が弱視といわれています。  
ですが、早期発見・早期治療で改善します！



箕面市では、令和5年1月からの3歳6か月  
児健診で、視力の屈折異常を短い時間で簡  
単に検査できる  
『スポットビジョンスクリーナー』  
を導入します！

## 検査イメージ



(イラスト：公益社団法人日本眼科医会『3歳児健診における視覚検査マニュアル』より)

〈検査内容〉薄暗い部屋で検査を行います。1m離れたところから小鳥のさえずりのような音ときらきらの光がでる検査器具をお子様に見つけてもらい、数秒程度で検査は終了します。

## スポットビジョンスクリーナーについて

屈折(目のピントが合うために必要な度数)を調べる検査器具です。数秒ほどの短い時間で近視・遠視・乱視・斜視等の目の屈折異常を両眼同時に検査することができます。自宅での視力検査だけでは目の異常を見逃してしまう恐れがありますが、この検査をすることで、視力の発達を妨げる原因がわかることがあります。

詳細・お問い合わせは裏面へ

## 屈折検査はなぜ必要？

子どもの目の機能は、3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完成します。屈折異常(近視、遠視、乱視、斜視等)があり、正しく発達しなければ、弱視(眼鏡やコンタクトをしても十分な視力が得られないこと)になってしまいます。

そのため、早期に屈折異常を発見し、治療するためにも3歳6か月児健診での眼科検査がとても重要になってきます。

## 検査で異常を指摘されたら？

眼科医療機関への紹介状を発行します。子どもの目の病気は本人が不自由を訴えないことが多く、治療が手遅れになってしまう恐れがあります。見え方に問題がないようでも、必ず受診しましょう。

## もしも眼鏡等を作成することになったら？

弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正が必要な9歳未満のお子さまは、治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズの作成費用が、健康保険の適用となり、保険給付を受けることができます。

治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等の装着期間が、5歳未満のお子さまについては1年以上、5歳以上のお子さまについては2年以上ある場合は保険給付の対象になります。詳しくは、ご家庭で加入されている健康保険へお問い合わせください。

また、保険適用された後の自己負担分については、医療費助成制度(子どもの医療費、ひとり親家庭医療費、重度障害者医療費)の対象となります。払い戻しの手続きについての詳細は市ホームページをご覧ください。



【市HP】

## 令和4年4月～12月までの3歳6か月児健診受診対象児童のかたへ

令和4年4月から12月までの3歳6か月児健診受診対象児童のかたで、屈折検査を希望されるかたは、検査についてご案内します。詳しくは、子どもすこやか室までお問い合わせください。

お問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局

子ども未来創造局子どもすこやか室

TEL:072-724-6768

FAX:072-721-9907